

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成27年11月24日第16回中種子町農業委員会総会を、防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員
(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義
(選任) 日高信行・戸田和代・久保田純一・石堂季男
3. 欠席委員
(公選) なし
(選任) なし
4. 日程 第1 会議録署名委員の指名
日程 第2 会期の決定の件
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について
日程 第4 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について
5. 議事
(議長)ただいまから、平成27年第16回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、12番下村委員、13番日高隆克委員を指名します。
(議長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。
(委員)異議なし。
(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
(議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。
(事務局)はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数3件、筆数11筆、面積19,949㎡、畑19,180㎡、田769㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。
(議長)次に第1項順位1について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員) 7番, 戸田です。議案第1号第1項順位1農地法第3条申請について説明いたします。去る11月18日, 午前9時に, 譲受人, ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在, 大字増田, 字○○○, 地番○○○○-4, 地目畑, 面積1,177㎡でございます。譲渡人が住所 熊毛郡中種子町増田○○○○番地, ○○○○さん。譲受人が住所 熊毛郡中種子町増田○○○○番地1, ○○○○さん。申請理由は, 譲渡人が相手方の要望, 譲受人が経営拡張となっております。場所については, 増田小学校を○○○○の方に約150mくらい行きますと, ○○○○に入っていきます。右手に○○○○○に入っていきますと, 手前の○○○○の奥の畑でございます。手前に○○○○○さんの住宅, その真ん中に○○○○○, その奥に新しく今回倉庫を造っております。その奥に○○○○○さんの元の実家があります。現在は○○○○○の前に移転しております。その前の畑でございます。元の家畑です。隣り合わせになっております。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, 取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまので委員の皆様のご審議を宜しく申し上げます。この案件は売買となっております。以上です。

(議長) ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありますか。

(事務局) 別にありません。

(議長) これから, 審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に第1項順位2について, 担当調査委員の9番久保田委員の説明をお願いします。

(9番委員) 9番久保田です。議案第1号第1項順位2について説明いたします。去る11月15日, 午前11時20分, 譲受人, ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在, 大字増田, 字○○○, 地番○○○○-1, 地目畑, 面積1,464㎡。大字増田, 字○○○○, 地番○○○○, 地目田, 面積769㎡です。譲渡人, 住所 鹿児島市○○○○6番3号, ○○○○さん。譲受人, 住所 中種子町増田○○○○番地, ○○○○さん。申請理由は, 譲渡人が農業廃止, 譲受人が経営拡張となっております。場所については, ○○○○が○○○の○○○○, ○○○○のコスモス畑のちょうど反対側でございます。○○○○は○○○○の一番上の田んぼ, 北の方の一番上の田んぼで, その畑は一番東の田んぼの一枚畑でございます。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程, 宜しく願いをします。以上です。

(議長) ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありますか。

(事務局) 別にありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に第1項順位3について、担当調査委員の5番赤坂委員の説明をお願いします。

(5番委員) はい5番、赤坂です。それでは議案第1号第1項順位3について説明いたします。去る11月18日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積399.18㎡。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-5、地目畑、面積665㎡。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積2,555㎡。大字田島、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積6,550㎡。大字田島、字〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積210.58㎡。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-6、地目畑、面積1,924㎡。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積302㎡。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積3,933㎡です。譲渡人、住所中種子町田島〇〇〇〇番地10、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町坂井〇〇〇〇番地7、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が経営移譲による贈与でございます。譲受人が受贈で新規就農となっております。場所についてでございますけども大字田島、〇〇〇〇の〇〇〇〇-2は、〇〇〇〇さんの家が〇〇〇〇集落公民館の隣にあります。家の前を通って行きますと、そこに399.18㎡の畑があります。大字田島、字〇〇〇〇〇〇〇〇-5は〇〇〇〇から〇〇〇〇の方へ上がっていきます。その角でございます。そこに665㎡があります。大字田島、字〇〇〇〇〇〇〇〇-2は〇〇〇〇より田島線がございますが、その右側の角の畑でございます。大字田島、字〇〇〇〇は2筆ございますけれども、〇〇〇〇集落公民館より〇〇〇〇の方へ約150mくらい行ったところの道脇の左側でございます。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-6と〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-2は〇〇〇〇さんの家より本村の方へ50mくらい行ったところを、右側へ曲がって行きますと、〇〇〇〇さんの家と、その先に〇〇〇〇さんの家があります。そこを、三文字になっておりますが、右の方へ300mくらい下ったところの左側の畑が2筆ございます。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1は〇〇〇〇さんの家の入り口の道反対の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程、宜しく申し上げます。

(議長) ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) はい、すみません、資料の訂正をお願いします。〇〇〇〇さん41歳、坂井となっておりますけど、集落を書かないといけないものです。

から、〇〇と訂正をお願いします。以上です。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1から順位3については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。従って、議案第1号農地法第3条申請についての所有権移転順位1から順位3については、許可することに決定します。

(議 長)次に、日程第4、議案第2号、買受適格証明願いについてを議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の別紙をお願いします。一枚紙です。議案第2号買受適格証明願いにつきましては、競売物件の入札期間の関係で、平成27年11月10日に農地部会を開催しています。この3名につきましては、買受適格者として許可相当とみなし、買受適格証明書を許可しております。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いします。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(10番委員)はい。

(議 長)10番上妻さん、お願いします。

(10番委員)この競売物件は平成27年(ケ)の第〇〇号ででておりますけど、これはどこの場所というのはでていないんですけど。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい、場所につきましては、〇〇集落、〇〇〇〇に向かいまして、手前を〇〇の方に、左に入る道があるんですけど、そこを左に入っていきますと、500mくらい先の右手の畑3筆になります。この競売物件につきましては2件でてまして、もう一筆は〇〇さんの〇〇〇〇の手前の畑になります。

(10番委員)はい。

(議 長)10番。

(10番委員)これは誰の持ち物かわかりませんか。所有者。私は場所は知ってるんですけど。

(事務局)登記名義人については、〇〇さんになります。

(10番委員)3筆とも、全部。

(事務局)全部です。

(議 長)10番よろしいでしょうか。

(10番委員)はい。

(議 長)他に質疑ありませんでしょうか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については許可することにご異議ありませんか。

- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号買受適格証明願いについては、許可することに決定します。
- (議長)次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい。資料の2頁をお開き下さい。承認第1号農用地利用集積計画の承認について説明します。平成27年11月30日を公告日とする利用権設定、所有権移転2件、筆数6筆、面積14,016㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては資料の3頁から6頁に添付しております。尚、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (11番委員)はい。
- (議長)11番お願いします。
- (11番委員)売買金額が15万6千となっているんですけど、できれば、この畑は圃場整備地区であるのかないのか。教えていただけますか。
- (議長)事務局お願いします。
- (事務局)すみません、全部把握してないものですから、資料を見ないとわからないんですけど。
- (議長)それでは事務局お願いします。
- (事務局長)その件につきましては、今から係長の方で調べて報告するようにします。それでいいですか。
- (11番委員)はい、それで結構です。
- (議長)それではただいまの件につきましては事務局で調べておりますので、暫時休会といたします。

休 会

- (議長)それでは休憩後に引き続き、審議を再開します。事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい、資料の利用権設定についてですけど、5頁をお開き下さい。5頁につきましては、圃場整備名が〇〇〇〇というところで、岩岡小学校の町の住宅があります。そこからずっと上がっていきまして、圃場整備に入っていくところなんですけど、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇の手前の方にあります。そこに3筆、周辺に、それぞれ圃場整備内です。6頁の方なんですけど、6頁も圃場整備が〇〇〇〇と隣接の〇〇〇〇というところになります。今説明をした、町の住宅から上がりまして、圃場整備に入ったらすぐの、畑が3枚重なったところになるんですけども、そこに3枚重なってあります。

(11 番委員)いや、あの。

(議 長)11番どうぞ。

(11 番委員)場所ではなくて、圃場整備が普通の売買で、こういう風な今単価に下がってきているのかなというふうな懸念があったものですから、だから圃場整備なのか一般の畑なのかを知りたかったということで質問をいたしました。ありがとうございました。

(議 長)他に質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。

(議 長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成27年第16回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者